文 教 産 業 常 任 委 員 会 記 録

１．開催日時　平成 29 年 10 月 2 日（月）　　午後 2 時 00 分

２．場　　所　市議会第 3 委員会室

３．出席委員　南野委員長・有田副委員長・大草委員・林委員・先野委員・
　　　　　　　重廣委員・重村委員・中平委員・早川委員

４．委員外出席議員　なし

５．欠席委員　なし

６．執行部出席者　別紙のとおり

７．議会事務局職員　永田局長・岡田次長・佐伯書記

８．協議事項

9 月定例会（9 月 22 日）から付託された事件（議案 1 件）

９．傍聴者　なし

１０．会議の概要

- 開会　午後 2 時 00 分　　閉会　午後 2 時 14 分
- 審議の経過及び結果
（別紙のとおり）

上記のとおり相違ありません。

平成 29 年 10 月 2 日

文教産業常任委員長　　南 野 信 郎

記 録 調 製 者　　岡 田 年 生

― 開会 14：00 ―

南野委員長　本日の出席委員については委員 9 人全員であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業委員会を開会します。これより、9 月定例会で本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております議案 1 件について、審査を行います。それでは、9 月定例会議案第 21 号「平成 28 年度 長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

木村経済観光部長　補足説明は特にございません。

南野委員長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員　こんにちは。やっと喋れます。決算書の 322 ページなんですけれども、配湯の利用料について、41 万 1,300 円の不納欠損があります。この要因というか、不納欠損に至った経緯というのご説明していただきたいと思います。**小林観光課長補佐**　この 41 万 1,300 円については、配湯料ということで、平成 23 年に老舗旅館の倒産に伴った不納分でございまして、その分が時効ということになりますので、不納欠損のほうをさせて頂いたということになります。

林委員　ちょっと確認なんですけれど、旧白木屋グランドホテルの配湯利用料の滞納分をこの 28 年度に不納欠損処分にしたということで確認してよろしいでしょうか。

小林観光課長補佐　おっしゃる通りです。

林委員　それでですね、決算書を見れば使用料及び手数料ということで、配湯利用料とか入浴料が明記されているんですけれど、この数字についてちょっとお尋ねしますけれども、配湯利用料の根拠については、これは決算監査審査意見書にあります。ちょっと詳しく、監査の報告を言うとですね、本年度の配湯利用料は 9 万 9,952 ㎥で前年度に比して 5,001 ㎥増加していると、これが前年度に比べて 5.27％増加と。配湯利用料がですね。これ監査の意見書にあります。ということは前年度に比べて若干、宿泊客等の増加ということが一因としてあるのかな、というふうに思われるんですが、もう一つの入浴料ですね、入浴料については公衆浴場の利用状況からして、どういう数字になっているのか、一般客の利用者数と地元客の利用者数、これ延べ人数なんですけれども、合計利用者数これも延べ人数で、とういうのは、何故こういうことを聞くかというと、従前の 27 年度までの主要な施策の報告書には公衆浴場の利用状況が成果報告の中に明記されていたんですが、今回からちょっと 2 つの事業のみ掲載されておりまして、その伸び率とかが、よく理解が、この数字だけでは理解できないので、その辺りをご説明して頂ければなと、前年度に比してどういう状況になっ

て、この状況になっているのかなと、お願いします。

長尾観光課長　今、入浴料で恩湯、礼湯の公衆浴場の利用者ということでございます。この合計数字でまいりますと、27 年度が 17 万 2,753 人で、28 年度が 16 万 6,220 人となっております。3.9%の減ということで、約 6 千人近く減っておるという状況です。この中身的なものをちょっと分析いたしますと、人数を算定する上で、券売機等を利用します一般客の利用者数、そして、あと地元客の利用者数といたしましては、月ぎめの方ということで、湯本地区で、湯本 3 自治会におきまして月ぎめをされている方、この方が毎日、入られたと仮定したうえでの数字ということで、推計を毎年行っておるところです。従いまして、先程 28 年度 16 万 6,220 人と申しましたが、その内訳といたしましては、一般客の利用者数が 10 万 9,838 人。そして地元の客利用者数、これが月ぎめの方が毎日入られたとして仮定した場合、5 万 6,382 人ということでございます。これは一般客につきましては 27 年度を 155 人しか下回っておりません。従いましてほとんどは、一般客は券売機を利用された方についてはほとんど、減っていない状況ですが、月極めの利用者の推計は約 10%、11%ぐらい減っております。これは理由といたしましては、病気とか不幸にもお亡くなりなったとか、そういった身体的なといいますか、そういったような状況があるわけですが、これが昨年は 28 年の 4 月には 162 名の方がいらっしゃったのが、29 年の 3 月には 151 名に減っていらっしゃいまして、そのへんの減りかたがですね、今回、地元利用者の数字が減ったということになっておるかと思います。以上です。

林委員　次にですね、徴収対策本部の資料からお話をさせて頂きます。徴収対策本部の報告ということで、この先程ちょっと若干触れましたけれど、温泉配湯利用料についてですね、取組状況及び目標徴収率に満たなかった場合、反省点等というのが各費目ごとに、それぞれ担当課ごとに反省事項等が載っております。温泉配湯利用料については現年分の支払いのみの余裕しかなく、滞納繰越分の支払いが滞ったため全体の徴収率向上に繋がらなかった。という総括をされています。目標値が平成 28 年度決算時で 70%の目標に対して 62.8%ということで、じゃあこれからどうするのかというと、そのあと 29 年度の具体的な取り組みとして、配湯事業者へ定期的な訪問徴収を実施し、納期が過ぎた場合は早期に対応することで滞納を防ぎ、納期内納付の向上を図るということが、謳われております。それで、28 年度決算ですから、先程言った、この現年分の支払いのみの余裕しかなくってところが非常にリアルに配湯利用者の実態というか経営実態というのを明らかにしてると思うんですよね、これが。このことについて、どういうふうに原課としてとらえてるのか、配湯利用を止めるというわけにはいかないじゃないですか。商売をしている以上、それは一発で経営難に陥る可能性があるから、そのあたりはどういうふうにお考えで、こういう

総括表を出されたんですか。お願いします。

小林観光課長補佐　28 年度の実績ということですので、現在、先程言われましたように一施設程、不納欠損ということで落としましたので、現状としては 2 者ほどのいま滞納ということになっております。28 年度の時には定期的に職員がですね、毎月毎月 2 回ほどですね、訪問しながらそこの各旅館さんに回っていくらかずつでもということで、滞納の額を縮小するということで頑張っておるところなんですが、なかなか、ちょっと先程も書いてあるとおりなかなか厳しい現状という中で、現年を収めていただくプラスいくらかでもということで、常に訪問の方を行っている状況です。で、29 年度につきましては今、湯本の方の公衆浴場の方が一つ恩湯の方が解体した関係上、月ぎめの利用者の方で、ちょっと足が悪くで礼湯まで上がれないとか方がいらっしゃいますので、その方をまた、色々と湯本の旅館さんの中で協力して頂ける旅館さんを探しながら、そこに入浴していただくということで、市のほうからも応分の負担しておりますので、その部分について、いくらかでも収めていただくということで、交渉の方進めておりまして、という現状でございます。

林委員　重村委員みたいに、最後にしますけど。いま基本的に、本市の徴収の基本というのは現年分に滞納を発生させないというのが基本的なやつで、過年度分はできれば、まあ努力してちょっと、余裕があったら払ってね、みたいな感じでやられてるじゃないですか。それはそれで職員さんの努力は私は是としますが、まあこういった状況の中で、これから湯本の観光まちづくり進んでいくので、そのへんで一人の滞納を出さないような取り組みにしていただきたいなと思います。それで、ちょっとこれは、これまでもずいぶん委員会で私の方から指摘させて頂きましたのが、要するに湯本温泉特別会計の会計区分がどう変わっていくのかというのが今からの非常に、というのが一応、一般会計からの繰り入れが 7,437 万 3,597 円というのが確定数値。毎年この一般会計から繰り入れてる。これの繰り入れはじゃどこに使われているといったら、大きく言えばこういう配湯施設であるとか、温泉利用の維持管理であるとか、そういったところに恐らく、使われているんだろうなと、思うんですけれども、これから、例えばマスタープランじゃなくて、今度、新しくそのマスタープランを更に昇華させた計画を見て、この間全協でも報告がありました竹林の階段等で、ですね、いいよいよ 29 年度以降、30 年度から今、現在ある礼湯自体がもうちょっと解体していくんだろうということで、会計がずいぶん変わって、要するにですね、入浴料という概念が存在しなくなるので一般会計の持ち出しが、大きく変化が出てくるのかなと、予見されるんですがこのあたりの考え方を聞いて質疑を終わらせて頂きます。

長尾観光課長　恩湯がいま無くなっております。また、礼湯の方もいま、おっ

しゃったように、まちづくり計画の中では解体の方向が出ておるところですが、この 2 つの事業、また恩湯につきましては、また民設民営を目指しておりますので、民設民営となれば、市の会計からは離れるということになりますので、公衆浴場の事業につきましては、将来的にはなくなるといった形で特別会計では配湯事業だけという形になろうかというふうに思っております。それで、一般会計に持っていけないかということになろうかと、あの今の先程の 7,400 万円余りにつきましては、昨年 28 年度でいきます約 3,700 万円程度が過年度に配湯事業の施設整備を行った時の償還分でございます。これにつきましては、28 年度でなくなるということになりますので、この辺につきましては償還が減って金額的には、繰り出しにつきましては減る方向じゃないかと思っております。ただ、今後は 500 トンのタンク等も整備をする計画となっておりまして、その方向になっておりますので、その辺の事業によっては償還というものも出てまいるということも、ありますので、現時点ではその辺は見込んでおりませんけれども、過年につきましては、金額的にはなくなろうかと思っております。
長尾観光課長　今の償還分につきましては、30 年度まで残っているようなので申し訳ございません、それでなくなるといった形になろうかと思います。
南野委員長　ほかにご質疑はありませんか。ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。
ご意見もないので、討論を終わります。採決します。9 月定例会議案第 21 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数全員です。よって、9 月定例会議案第 21 号は、認定すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。

―　閉会　14：14　―